

広島県温暖化対策活動促進補助金審査会の審査について

広島県環境政策課

○ 概要

提出された申請書について、各審査員（5名）が、審査項目ごとに評価を行います。

※審査員は学識経験者や市町の代表者等で構成されています。

ただし、審査員が所属する団体等から申請がある場合は、当該審査委員は、当該団体の審査に加わらないこととします。

○ 審査項目について

以下の表のとおり。

審査項目	
事業内容	・温暖化対策に寄与する取組であるか。
	・目的が明確であり、それを達成するための具体的な手法（活動）となっているか。
県民への普及効果	・県民を巻き込んだ展開に結び付ける事業又はその展開に期待できる事業か。
	・外部への積極的な情報発信を行っているか。
温室効果ガス削減効果	・本事業で見込まれる温室効果ガス削減効果は妥当か。
実施スケジュール・体制	・本事業の目的を達成するに当たって、妥当な工程（スケジュール）設定となっているか。
	・実施担当者、会計担当者が設定されているか。
経費の妥当性	・計上された予算（経費）及び経費配分が、計画内容に見合った内容となっているか。

○ 評点

評点各項目に次のとおり。

- ・優：5点
- ・良：4点
- ・可：3点
- ・課題解決が必要な部分がある：2点
- ・課題解決が困難：1点

○審査例

各項目ごとに審査員が点数をつけます。(評点1～5点)

申請団体	審査項目	委員名 (順不同)					合計	(総合)評価
		A	B	C	D	E		
ABC フォーラム	事業内容	4	4	4	3	5	20	4.00
	波及効果	3	3	3	3	4	16	3.20
	削減効果	4	3	3	3	5	18	3.60
	体制	3	4	4	4	4	19	3.80
	経費	2	3	3	3	4	15	3.00
	合計	16	17	17	16	22	88	3.52

各項目ごとの平均点を算出します。
各項目の合計 / 5 (委員人数)

各項目の平均の合計値 / 5 (項目数)
これが評価点となります。

○採択について

審査の結果、評価点 (上記、審査例の黄色の箇所) に応じて、次の基本方針によって、採択の可否を決定します。

3 以上の場合 (※)	実施効果の認められる申請と判断し、採択する。
2 以上 3 未満の場合 (※2)	審査員の指摘する課題が解決されれば、実施効果の認められる申請と判断し、事業計画の見直しを条件に採択する。 (課題が解決されないとみなされた場合は不採択とする。)
2 未満の場合	事業計画の見直しでは実施効果の認められない申請として、不採択とする。

※審査員の総合評価の平均値が 3 以上の場合にあっても、各審査項目の評点に 2 以下がある場合は、当該項目の改善を採択条件とすることができる。